

学校教育における消費者教育の推進

【教員の消費者教育指導力向上のための研修等支援】

現状の取組と課題

【生活文化局の取組】

○消費者問題教員講座（以下「講座」と略）の実施

- ・教員を対象に、夏休み期間中に学校における消費者教育に必要な知識を提供することを目的とした講座を実施

《29年度実績》

実施状況：32講座（16テーマを飯田橋・立川各会場で開催）、受講者数延べ1,052人

○教員等への資料提供

- ・消費者教育に携わる教員を支援するため、消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」を発行（年4回 1回4,300部 学校及び区市町村教育委員会に配布）
- ・都・事業者団体等作成の消費者教育教材及び事業者団体等外部講師情報のWEB掲載

【教育庁の取組】

○東京都教職員研修センターにおける研修

- ・東京都若手教員育成研修1年次（初任者）研修の課題別研修に、東京都消費生活総合センターの講座を設定
- ・専門性向上研修（教科等）
社会Ⅰ（小・特支）、社会・公民Ⅱ（中・高・特支）、社会・地歴・公民Ⅲ（小・中・高・特支）、
家庭Ⅱ（小・中・高・特支）

○指導資料

- ・「多様な教育課題に対応したカリキュラムモデル（東京都教職員研修センター）」
中学校2年総合的な学習の時間「賢い消費者になろう」（9時間扱い）

【課題】

○教員の消費者教育指導力向上のための研修に関するニーズ・現状の把握が必要



方向性の整理

○研修機会の確保

- ・中堅教員向けや家庭科・社会科教員向けなど消費者教育を行う研修の拡充
→教職員研修センターをはじめとする消費者教育に関連する研修等に関する検討
- ・消費者教育の重要性に対する教員の理解促進
(学校管理職に対する研修の充実・国アクションプログラム)
→教育管理職に向けた研修等で、学校長などに対する消費者教育の重要性の理解を促進

○消費生活総合センターと教育庁との連携強化 (国アクションプログラム)

- ・講座に関し教員がより参加しやすい環境の整備
→校長会等を活用して、学校長に対し教員の研修出席への配慮を要請
- ・講座の実施及び周知等に関する教育庁との協力体制の継続
→学校教育部門（教育庁）との協力体制により周知等を行うとともに、各教員に情報が届くよう学校への学校教育部門（教育庁）からの働きかけを促進
- ・教員研修について、消費生活総合センターからの外部講師の情報提供及び啓発員の講師派遣
→教職員研修センター等のニーズに合わせた消費生活総合センターからの外部講師の情報提供や講師派遣の調整等の実施